

米軍基地で働く労働者の労働問題にかかわる日独比較

熊本学園大学教授 春田 吉備彦

戦後、日本は焼け野原となった。占領軍労働は生き残った日本人の労働の場となった。占領は占領軍の間接統治によって行われ、基地労働者の雇用形態は国が占領軍に基地労働者を提供する「間接雇用」で始まった。一方、ドイツ・朝鮮・琉球では、占領軍の直接統治が行われ、基地労働者は占領軍に「直接雇用」された。独立後も米軍は日本国内に駐留し、占領軍労働は駐留軍労働に切り替わった。現在の基地労働者の総数は約2万5千人である。つぎの3つの労働問題がある。

①地位協定3条1項に基づけば、米軍には排他的施設管理権があるため基地の中はブラックボックスである。防衛省等の職員は米軍の許可なく基地の中に立ち入れない。国は米軍由来の防災予防が難しく米軍等の安全配慮義務違反を問うのも難しい。

②地位協定12条4項に基づけば、国は基地労働者を雇用し、米軍との間の労務供給契約を介した間接雇用によって行うことにある。国は米軍の意向に基づく懲戒処分等の人事処遇や解雇の法的当事者となり、裁判結果も国が負う。基地労働者の給与等も国が特別協定で負担する。

③米軍の地位協定にかかわる恣意的かつ独善的な解釈問題がある。地位協定12条5項は、国と米軍との間で別段の合意をする場合を除き労働条件は日本国の法令によると定める。米軍の同意がないとして、基地の中では労働安全衛生委員会の未設置・36協定締結なしの残業・就業規則の労基署への未届け等の国内労働法の未適用問題がある。

駐留軍のたどった歴史的経緯、憲法を頂点とする国内法構造や同盟目的や組織構造の違いから、基地労働者の労働問題の日独比較は単純ではない。(ボン)補足協定53条の署名議定書に基づけば、基地管理については、ドイツ当局側は原則的に基地の中の立ち入りができる。米軍等のNATO加盟国との間のNATO軍地位協定および補足協定に基き基地労働者は直接雇用され(その総数は約2万2千人)、駐留軍が基地労働者の給与等を負担する。基地労働者の労働契約は簡単な内容で定められ、労働契約の本質的部分は基地労働者にかかわる横断的レベルの労働協約と各基地レベルの連邦職員代表法による事業所代表との共同決定による二重構造で規制される。労働組合はver.di(統一サービス産業労働組合)の公共サービス部門に組織され、本来の使用主である軍隊・軍属当局との合意の下、連邦財務省を使用主としてTV AL II(労働協約)を締結する(補足協定35条5項)。基地労働者の法的位置づけは民間労働者である。この点を考察する文献として、H.Pretzsch, Das Recht der Arbeitnehmer bei der Sträitkrften(1955年); Manfred Reh binder, Die Rechtsnatur der Arbeitsverhältnisse deutscher Arbeitnehmer bei ausländischen Streitkräften(1969年)がある。日本の基地労働者も国家公務員ではない(民間労働者である)から法的位置づけは類似する。

労働法上の紛争はBAG(連邦労働裁判所)に管轄権がある(補足協定56条1項)。BAG2000年11月7日決定は、米軍兵士がドイツ人と結婚・退職後、カイザースラウテルンの米軍基地が—米軍が給与等を支払うという直接雇用の観点から—この者を米軍属として採用手続きを行ったところ、事業所代表は共同決定権を主張し、BAGはその管轄権とともにこれを認めた。BAG2007年12月11日決定は、米本国司令部の指令によるハイデルベルクの基地司令部による基地労働者に対する技術的管理装置(パーソナルコンピュータ等)への電子的アクセスキーの導入に対して、事業所代表が共同決定権を主張し、これを認めた。BAG2019年5月15日決定は、事業所代表が主張した監督的建築技師への地位移動につき、共同決定権を認めた。

日本の全駐留軍労働組合は基地労働者の約50%を組織する強力な労働組合である。しかし、基地の中で組合活動は禁止され、団体交渉の相手は米軍でなく国である。日本から見ると、労働組合と密接な関係をもつ事業所代表が基地の中で実質的な労働条件決定に関与している点は参考になる。

1993年3月の補足協定に伴い、事業所代表の共同決定権は従来の5事項から27事項に拡充され、補足協定56条1項aも改定され、基地の中にドイツ労働法が適用されるという原則において、国内労働安全法も適用されることも明文化された(BT-Drucksaches 12/677 68頁)。ドイツ当局が基地の中に立ち入りできることから、基地労働者の労働問題に取り組み際の透明性は大きく進んだ。

現在、国の目が届かない米軍基地というブラックボックスの中で、国内法上の法的位置づけもない、日本の基地労働者の労働問題を研究している。その際に、ドイツ法の知見は有益である。